

[愛媛県知事による宅地建物取引業者への監督処分情報](#)

＜宅地建物取引業者の監督処分結果一覧表＞

①当該処分をした日	②当該処分を受けた宅建業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号		③当該処分の内容		④当該処分の理由
	商号又は名称	主たる事務所の所在地	代表者	免許番号	
平成24年1月13日	株式会社関西建物	愛媛県松山市喜与町一丁目5番地1ケミビル2F	延原 妙子	愛媛県知事(2)第4716号	売主として関与した中古住宅の売買契約に關し、取引の相手方から契約の申込の撤回がなされた際、既に受領した預り金を、監督処分権者である県の指摘があるまで、返還しなかつた(法第47条の2第3項違反)。
平成24年2月29日	株式会社セイコー不動産	愛媛県新居浜市松木町4番25号	加藤 憲治	愛媛県知事(7)第3287号	賃貸借契約の媒介に際し、取引主任者をして重要事項説明をさせなかつた(法第35条第1項違反)。
平成26年7月14日	株式会社三福綜合不動産	愛媛県松山市本町五丁目7番地7	中矢 孝則	愛媛県知事(13)第819号	売主が法第3条第1項の免許を有していないことを認識しておりながら、複数の売買の媒介を行ったが、この行為は法第12条第1項に該当するこれらの取引を幫助したものである。
平成26年8月18日	シテイホーム	愛媛県松山市萱町1丁目4番地1	渡邊 亥早雄	愛媛県知事(9)第2693号	このことは、法第65条第2項第5号の規定に該当する。 宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失つたにも関わらず、当該地位を失った日から1週間以内に営業保証金の供託を行わなかつた(法第64条の15前段の違反)。
平成26年8月18日	株式会社千國	愛媛県新居浜市観音原町甲985番19	山内 光正	愛媛県知事(2)第4876号	このことは、法第65条第2項第2号の規定に該当する。 宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失つたにも関わらず、当該地位を失った日から1週間以内に営業保証金の供託を行わなかつた(法第64条の15前段の違反)。

[愛媛県知事による宅地建物取引業者への監督処分情報](#)

＜宅地建物取引業者の監督処分結果一覧表＞

①当該処分をした日	②当該処分を受けた宅建業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号			③当該処分の内容	④当該処分の理由
	商号又は名称	主たる事務所の所在地	代表者 免許番号		
平成27年1月27日	平建設株式会社	愛媛県松山市小坂五丁目13番10号	重松 宏和 愛媛県知事(9)第2825号	免許取消	法人の役員が宅地建物取引業法第5条第1項第7号に定める欠格要件に該当することが判明した。 このことは、法第66条第1項第3号の規定に該当する。

愛媛県では「宅地建物取引業者等の監督処分の基準」（平成24年2月1日施行）に基づき、宅地建物取引業法（以下「法」という。）に違反した宅地建物取引業者の監督処分結果をホームページで公表します。なお、公表する監督処分については、指示、業務の停止、免許の取消（事務所の所在地を確認できないうち又は新規免許業者が営業保証金を供託しないときを除く。）として、公表内容は「①当該処分をした日」、「②当該処分を受けた宅建業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号」、「③当該処分の内容」及び「④当該処分の理由」とし、監督処分を行った日から5年間掲載します。